



介護保険負担限度額認定とは

特別養護老人ホームや介護老人保健施設を利用の際、食費と居住費については全額自己負担となります。しかし、住民税非課税世帯であり、所得や預貯金額等が一定の要件を満たしていた場合には市区町村から **介護保険負担限度額認定証** が発行され、所得に応じ食費と居住費に支払の上限額が設けられます。（軽減を受けるにはお住いの市区町村への申請が必要です。）

食費・居住費の自己負担限度額

(1日あたり)

利用者負担段階	対象者		食費		居住費※	
	所得要件	資産要件	入所	ショートステイ	従来型個室	ユニット型個室
第1段階	生活保護受給者		300円	300円	550円	880円
第2段階	本人の年金収入額＋その他の合計所得額が80万円以下	預貯金等の合計が単身650万/夫婦1,650万円以下	390円	600円		
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税	本人の年金収入額＋その他の合計所得額が80万円超120万円以下	650円	1,000円	1,370円	1,370円
第3段階②		本人の年金収入額＋その他の合計所得額が120万円超	1,360円	1,300円		
第4段階	上記、利用者負担第1段階～第3段階①②以外の人		制度の対象外			

※令和6年度制度改正に伴い、令和6年8月サービス利用分から介護保健施設等における居住費の負担限度額が変更となりました。